二九林班は及びイの各小班、三〇林班は及びイの各小班、三一林班は及びイの各小班、三二林班イ小班、三三林班イ小班、三五林班イ小班、三六林班イ小班、三七林班イ小班、三九林班イ小班、四〇林班イ小班、四二林班イ小班、四三林班イ小班、四四林班は及びイの各小班、四五林班は及びイの各小班、四六林班は、イ一からイ四までの各小班、四七林班ろ、イからハまでの各小班、四八林班イ小班、四九林班イ小班、五〇林班イ小班及び一二〇林班の区域、民有林那賀森林計画区那賀町木沢四二七林班、四三二林班イ一からイ三までの各小班及び四三四林班イ一の二小班並びに高知県所在国有林高知中部森林管理署高知森林計画区三四林班に及びイの各小班、三五林班ほ及びイの各小班、三七林班イ小班、五五林班イ小班、六二林班イ小班、六三林班イ及びロの各小班の区域

三　存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

剣山山系鳥獣保護区の中でも、高ノ瀬から白髪山、三嶺を経て天狗峠を結ぶ区域、剣山から丸石を結ぶ区域、一ノ森からにくぶち谷を結ぶ区域、夫婦池を含む丸笹山北西部区域、塔丸東部区域については、ササ原にブナやシコクシラベ等の亜高山帯林が混在しており、クマタカの繁殖行動が確認されるなど猛禽類の重要な生息場所となっている他、ツキノワグマの生息も確認されている。

このように、当該区域は、クマタカ等の猛禽類やツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を含む多様な鳥獣の生息地として剣山山系鳥獣保護区の中でも特に重要な区域であることから、当該区域を大規模生息地の特別保護地区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　大規模生息地の特別保護地区として、クマタカ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めとし、地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図るため、適切な管理に努める。

ロ　違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。

ハ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発に取り組む。

ニ　鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、特にクマタカやツキノワグマ等の鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、近年、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）に基づく特定外来生物であるソウシチョウの生息が確認されているため、その生息動向を監視する。

ホ　当該区域は、剣山国定公園の指定区域と重なる部分が多いことから、国定公園の管理との連携協力を図る。

ヘ　当該区域一帯では、ニホンジカが農林業や生態系に被害を及ぼしていることから、関係地方公共団体や関係機関等と連携協力を図り、県が策定する特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正な個体数に誘導する等適切なニホンジカの保護管理に努める。

○環境省告示第六十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十九日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称

西南鳥獣保護区

二　区域

高知県幡多郡黒潮町所在県道中村下田ノ口線と蠕瀬川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を北東に進み同川左岸河口に至り、同所から南東方向沖合五百メートルの地点に至り、同所から海岸線（東京湾平均海面時海岸線、以下同じ。）に並行して南進し土佐清水市下ノ加江（通称観音岬）南端から南方向沖合五百メートルの地点に至り、同所から同所と下ノ加江川右岸河口を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から同川右岸を北西に進み県道土佐清水宿毛線との接点に至り、同所から同県道を西進し三原村道藤ヶ駄馬線との交点に至り、同所から同村道を北東進し国有林と民有地の境界交点に至り、同所から同境界線を南進し同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北東進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南東に進み土佐清水市下ノ加江二八七九番地一の市有地と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同市有地と海岸線との交点に至り、同所から北東進し県道間崎布堂ヶ谷線との交点に至り、同所から同県道を東進し布川左岸との交点に至り、同所から海岸線を南東に進み立石川右岸河口に至り、同所から同所と土佐清水市道立石二号線の終点を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同市道を北西に進み市道布立石中村線との交点に至り、同市道を北東に進み四万十市道初崎名鹿線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を北西に進み四万十市初崎字アサヒ山四一四番地一二三の北端に至り、同所から同所と県道下田港線と県道中村下田ノ口線との交点を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同県道を北進し市道平野線との交点に至り、同所から同市道を北進し同県道との交点に至り、同所から同県道を北進し市道コヤシキ線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道双海中央線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み同県道との交点に至り、同所から同市道を北進し市道入野下田港線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を北進し黒潮町道田の浦線との交点に至り、同所から同町道を東進し同県道との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線によりに囲まれた区域

三　存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

ニホンカワウソは、一九六五年に国の特別天然記念物に指定され保護が図られてきたが、生息環境の変化、水質の汚染及び密漁により絶滅が危惧されることから、環境省作成のレッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されている。

ニホンカワウソの最後の生息地は、高知県西南部と推測されており、以前繁殖地が数箇所見られた当該地に希少鳥獣生息地の保護区を設定し、その安定した生息環境を確保するとともに、その他多様な鳥獣の生息環境を保全することにより、ニホンカワウソの保護を図ることを目的としている。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　希少鳥獣生息地の保護区として、ニホンカワウソの保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、近年確認されていないニホンカワウソを始め、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

ハ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、鳥獣保護区管理員や環境省職員による定期的な巡視を行う。

ニ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力して利用者及び地域住民への普及啓発に取り組む。

ホ　高知県西部では、ニホンジカによる農林業や生態系への被害が生じていることから、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力を図り、ニホンジカの生息状況の把握に努めるとともに、必要に応じて、区域内における被害対策を検討する。

○環境省告示第六十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十九日

環境大臣　小沢　鋭仁